

給付奨学金継続手続きについて

※支援区分の見直し等により停止中または他の国費を受給中で給付月額が0円の場合でも
必ず入力してください。

【入力期限】 1月15日（月）まで

【入力可能時間】 8：00～25：00

※ただし、12月29日（金）～1月3日（水）を除く

※期間内に入力しないと奨学金は「停止」となります。

1. はじめに

奨学金の給付を継続して受けるためには、機構の基準を満たした奨学生として適格性を保ち続ける必要があります。適格であるかどうかは、毎年1回（12月）「奨学金継続願」の提出および学業成績から認定を行います（これを「適格認定」と言います）。

手続きを怠った場合は、奨学金の支給が「停止」しますので、必ず手続きを行ってください。

2. （登録していない場合）スカラネット・パーソナルの登録

※登録のみでは、「奨学金継続願」を提出したことにはなりませんので、ご注意ください。

「奨学金継続願」の提出（入力）は、「スカラネット・パーソナル」を利用して行います。スカラネット・パーソナルが未登録の人は、登録を行ってください。ID・パスワードは忘れないように必ずメモしてください。

【スカラネット・パーソナル】

※QRコードが読み込めない場合は、URLをご利用ください。

<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/>



3. 「奨学金継続願」の提出（入力）対象者

2023年10月末現在 奨学生の状況	スカラネット・パーソナル 「奨学金継続願」提出対象者
2023年10月以前の採用者	○
2023年11月以降の採用者	対象外
辞退希望者*	○

*辞退希望者は本紙P.3を確認して手続きしてください。

4. 「奨学金継続願」の提出（入力）の手順

下記手順に従い、必ず提出期限までに手続きしてください。

① ログイン

スカラネット・パーソナルにログインしてください。



登録済みの方は
こちらから※1

未登録の方は
こちらから

※2

※1 ID・パスワードは各自で設定しているもので、今年度の奨学金新規申込み者に対して配付したID・パスワードではありません。

※2 IDまたはパスワードを忘れた場合には、ログイン画面の問い合わせボタンから確認してください。

② 「給付額通知」の確認

奨学金継続願提出 → 給付額通知 を選択し、給付額通知の内容を確認してください。

※2022年12月～2023年11月までの情報が確認できます。奨学金に関する届出を提出した場合は、時期によって未反映の場合があります。

③ 「奨学金継続願」提出（入力）

奨学生番号をクリックし、「奨学金継続願」の提出（入力）をしてください。

④ 事情書の提出 ※該当者のみ

適格認定において「廃止」「警告」に該当すること（可能性含む）を自覚しており、その理由として災害、傷病、社会的養護を必要とする等の斟酌すべきやむを得ない事由がある方は、事情書を本学HPまたは学生課窓口で取得し、【1月15日（月）まで】に学生課へ事情書をご提出ください。

【注意事項】

- ◆「準備用紙」を記入してから、入力してください。
- ◆貸与奨学金を併用している場合は、貸与・給付それぞれの入力が必要です。
すべての奨学生番号で「奨学金継続願」を提出（入力）してください。
- ◆入力中、一つの画面で30分以上経過した場合タイムアウトします。
- ◆送信後は大学で入力内容の確認を行いますので、入力内容の訂正は行わないようお願いします。
訂正箇所があった場合には、学生課まで申し出てください。
- ◆入力終了後に表示される受付番号は必ず控えてください。

5. 認定区分

適格認定により認定区分は以下の通りとなります。

認定区分	適格基準	給付奨学金の取扱い
廃止	次の1~4のいずれかに該当するとき 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと 2. 修得した単位数の合計が標準単数の5割以下であること 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であり、学修意欲が低い状況にあると認められること 4. 「警告」区分に該当する学業成績に連続して該当すること (下の「停止」区分に該当する場合は除く)	給付奨学生の資格を失います。 4月以降、奨学金が振り込まれません。
停止	2回連続で警告となった場合のうち、2回目の警告理由が「GPA等が学部等における下位1/4の範囲に属する場合」に該当するとき ※3回連続で警告となった場合は除く	支給が中断されます。 4月以降、奨学金が振り込まれません。
警告	次の1~3のいずれかに該当するとき 1. 修得した単位数の合計が標準単位数の6割以下であること。 2. GPA等（本学の場合、平均成績）が学科における下位1/4の範囲に属すること。 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であり、学修意欲が低い状況にあると認められること	支給は継続します。 4月以降、奨学金は振り込まれます（交付日4/19）。 ※学業成績が回復しない場合、「廃止」または「停止」となることがあります。
継続	「廃止」、「停止」、「警告」以外の者	支給は継続します。 4月以降、奨学金は振り込まれます（交付日4/19）。

※「警告」「継続」であっても、停止中や他の国費を受給中で給付月額0円の場合、振込みはありません。

※JASSO 「給付奨学金継続願」準備用紙P.4 参照

6. 奨学金の辞退を希望する場合

奨学金の辞退を希望する場合には、「奨学金継続願」の入力時に「給付奨学金の継続を希望しません」を選択すると、4月から「辞退」となります。

7. その他

- ◆2024年4月分奨学金交付日は、4月19日（金）の予定です。
なお、留年した場合、4月以降「廃止」となります。
- ◆「廃止」「停止」「警告」に該当した場合、4月19日（金）以降に「処置通知」を配付します。
なお、廃止となった場合、受給済みの給付奨学金の返還が必要となる場合があります。

8. 問い合わせ先

東北医科薬科大学 学務部学生課（奨学金担当）

TEL：022-234-4181（代表）

E-mail：shogakukin@tohoku-mpu.ac.jp

※平日 8：30～17：15（土日祝除く）

※12/28（木）正午～1/8（月）までの期間は、大学休業期間（窓口閉鎖）となります。